

道産食品道内販路確保事業 食関連事業者旅費支給規程

(目的)

第1条 道産食品道内販路確保事業委託業務（以下「業務」という。）の実施にあたり、道内食関連事業者の出展参加を容易にするため、次のとおり旅費を支給する。

(支給対象者等)

第2条 旅費の支給対象者は、以下の百貨店等で行われる、「食絶景北海道 今こそ食べよう！北海道フェア」に出展参加する事業者（以下「参加事業者」という。）とし、旅費の支出に関する事務は「請求先」欄に掲げる者（以下「請求先」という。）が行う。

フェア実施場所	期間（予定）	請求先
丸井今井札幌本店	2020. 7. 15～7. 20	(株)札幌丸井三越
札幌三越	2020. 7. 15～7. 20	(株)札幌丸井三越
エムアイプラザ（釧路市）	2020. 8. 25～8. 30	(株)札幌丸井三越
エムアイプラザ（苫小牧市）	2020. 10. 6～10. 11	(株)札幌丸井三越
エムアイプラザ（旭川市）	2020. 10. 20～10. 25	(株)札幌丸井三越
藤丸百貨店（帯広市）	2020. 9. 24～9. 30	(株)札幌丸井三越
丸井今井函館店（函館市）	2020. 9. 30～10. 6	(株)札幌丸井三越
北海道どさんこプラザ札幌店	2020. 7. 22～8. 4	北海道貿易物産振興会
北海道どさんこプラザ札幌店	2020. 8. 19～9. 1	北海道貿易物産振興会
北海道どさんこプラザ札幌店	2020. 9. 2～9. 15	北海道貿易物産振興会
北海道どさんこプラザ倶知安サテライト店	時期検討中	北海道貿易物産振興会
北海道どさんこプラザ湯川サテライト店	時期検討中	北海道貿易物産振興会
大丸札幌店	2020. 7. 29～8. 11	北海道貿易物産振興会
さっぽろ東急百貨店	2020. 9. 3～9. 16	北海道貿易物産振興会

(支給対象経費)

第3条 支給対象経費は、フェア出展参加のために要する旅費（交通費、宿泊費）とする。

(旅費)

第4条 旅費は1つのフェアへの出展参加ごとに参加事業者1社あたり1人分（ただし、10万円を上限額とする。）を支給する。

2 旅費の支給は、次の区分に従って支給する。

区分	内訳	支給額の考え方	証拠書類
交通費	公共交通機関による場合	最も経済的な通常の経路及び方法を選択し、その乗車に要する往復運賃の実費（飛行機及びタクシーは対象外）。ただし、片道の料金が1,000円以下の場合は支給しない。 例：①JR：乗車券代及び片道100km以上の場合は特急券代及び座席指定料金 ②バス等：乗車料	実費額の支出を示す資料（領収書の写し等）

区分	内訳	支給額の考え方	証拠書類
	自動車による場合	事業者の所在地とフェア実施場所間の通常経路による往復の距離1キロメートルあたり12円を乗じた額。ただし、算出した額が片道1,000円以下の場合は支給しない。 (高速道路利用料は対象外)	
宿泊費		宿泊施設に支払う宿泊費の実費。1泊9,800円を上限とする。	宿泊費の支出を証明できる書類 (宿泊施設等が発行した領収書の写し等)

3 支給額の考え方は以下のとおりとする。

- (1) 対象宿泊数は、フェア実施場所において準備を行う日から撤収を行う日までの日数に前後泊を加えた日数を上限とする。
- (2) 同一宿泊施設に同一プランで連泊する場合は、1泊上限額×夜数の範囲内であれば対象とみなす。
- (3) 宿泊費は、夕食、朝食又はその両方がついたプランも対象とする。ただし、その他のオプション付きのプランは対象外とする。
- (4) 往復の交通費及び宿泊費が一体となったいわゆるパック旅行を利用する場合は、前記2の交通費及び宿泊費の合計額を上限とする。
- (5) 他の用務により通常の所在地とは別の地域からフェア実施場所へ移動する場合は、当該別の地域(国内に限る。)からフェア実施場所までの交通費を対象とする。ただし、参加事業者の通常の所在地からフェア実施場所までの交通費の額を限度とする。
なお、他の用務地に前泊する場合は、上記3(1)の規定によらず、当該前泊に要する宿泊費は対象としない。
- (6) フェアの終了後、他用務地へ移動する場合は、帰路の交通費は対象としない。また、撤収日に直ちに他用務地に移動し宿泊する場合は、上記3(1)の規定によらず、撤収日の宿泊費は対象としない。

(請求)

第5条 旅費の支給を受けようとする参加事業者(以下「請求者」という。)は、別紙請求書に第4条2で示す証拠書類を貼付して請求先に提出しなければならない。

(支給)

第6条 請求先は、提出を受けた請求書及び証拠書類を精査し、適切と認められる範囲の額を、請求者が指定する口座に振り込むものとする。

(協議)

第7条 業務の受託者である株式会社札幌丸井三越は、本規程による旅費の支給では業務の遂行上支障があると認める場合は、その理由を明らかにして北海道と協議の上、必要な範囲内で第4条の規定を変更することができる。

第8条 この規程は、北海道の承認を受けた後に施行する。

附則

本規程は令和2年7月13日より施行する。

改正後の規程は令和2年8月3日より施行する。